令和4年 鰺ヶ沢町農業委員会 第11回定例総会会議録

令和4年11月10日(木)午前10時00分開議 鰺ヶ沢町役場 2階委員会室

- 1. 開会
- 2. 会期の決定
- 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
- 4. 諸般の報告
- 5. 議案の上程
- 6. 議案の審議(許可・承認)
- 7. 閉 会
- 8. その他

◎出席委員 11名

 1番
 木村
 賢一
 1 1番
 工藤
 修二

 2番
 長谷川
 貴輝
 1 2番
 工藤
 文信

 3番
 大谷
 大樹
 1 3番
 對馬
 孝

 5番
 今
 仁司
 1 4番
 工藤
 清

6番 神 秀穂

8番 三上 三樹

9番 佐藤 松子

◎欠席委員 4番 木村 優仁 7番 神 文人10番 木村 暢子

事務局

1. 開会

ただ今より令和4年第11回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。

会長

(会長挨拶)

議長

それではこれから会議に入ります。鰺ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。 会長、よろしくお願いします。

ただ今の出席委員は14名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。

(午前10時00分)

2. 会期の決定

審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決 定致します。

議長

3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の

規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の神秀穂委員、13番の對馬孝 委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

議長

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和4年10月24日 農業委員会事務局長会議

場 所:青森市アップルパレス青森

出席者:田村事務局

報告第2号

令和4年10月25日

農地法第3条許可申請に係る事前調査会

場 所:建石町字成沢、大平地内

出席者:今仁司委員、神秀穂委員、寺沢里志推進委員

事務局(齊藤(正)、齋藤(和))

報告第3号

令和4年10月25日

農地法第4条許可申請に係る事前調査会

場 所:舞戸町字後家屋敷地内

出席者:今仁司委員、神秀穂委員、寺沢里志推進委員

事務局(齊藤(正)、齋藤(和))

報告第4号

令和4年10月25日

耕作放棄地の非農地認定に係る調査会

場 所: 芦萢町字尾上崎地内 外

出席者:今仁司委員、神秀穂委員、寺沢里志推進委員

事務局(齊藤(正)、齋藤(和))

詳細に関しては、次長の方からお願いします。

事務局

それでは報告案件の4号について詳細を説明します。

農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。このことにつきましては「農地法の運用について」第4の(3)の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。

2ページをお開き下さい。

申請のありました1件について、10月25日に現地確認をしており、その調査員として、神秀穂委員、今仁司委員、寺沢里志推進委員の3名に判断していただいております。

それでは詳細について説明いたします。 3ページをお開きください エ

1番、

住所が芦萢町字尾上崎36番1 外4筆で

その合計面積は 7,643 m²

台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。

2ページに掲載しております写真のとおり、現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。

この土地につきましては、土地の所有者に非農地通知書が送付されるほか、法務局、 県、町の農林部局に通知されます。また、農業委員会の農地台帳からこの土地の面積 が除外されることとなります。

土地所有者は送付された非農地通知書をもって法務局に行けば地目の変更が可能となります。

以上です。

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第36号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

以上3議案を上程致します。

6. 議案の審議

議案第34号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について 事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第34号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。

番号40番

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字大平 258番3

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 8,637 ㎡

ほか、畑が1筆で、その合計面積は14.815 ㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買による所有権移転です。

このことについて、資料6頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。 番号40番については、保全管理状態となっている土地について飼料作物等の栽培 を行う計画となっております。

この土地について、10月25日に神秀穂委員、今仁司委員、寺沢里志推進委員および事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。

その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと 考えます。 以上です。

議長

それでは議案第34号について審議に入ります。 議案第34号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第34号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の 許可について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第35号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可 に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第35号の説明に入ります。7ページをお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第4条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号2番の詳細について説明します。

農地の所在 鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 22番3

地 目 登記、現況ともに田

面 積 1,328 ㎡

ほか、田が1筆で、その合計面積は2,041 ㎡

申請人つきましては記載のとおりです。

転用理由は賃貸住宅6棟の建築であります。

申請地について、8頁の地図をご覧ください。

申請地は町道に面しており、500m以内にJR 鰺ヶ沢駅が存在し、その農地区分は第2種農地と判断されます。位置選定の代替性の判断として、周辺での非農地等の用地を検討しましたが、転用事業に必要な面積及び売買価格から適当な土地が見当たらないことから本農地につき転用申請することはやむを得ないと認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から議案第35号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった今 仁司委員より

調査結果をお願いします。

今仁司委員

令和4年10月25日、神秀穂委員、寺沢里志推進委員、事務局とともに農地法第4条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第 35 号 2 番をご覧ください。

申請者の住所、氏名は記載のとおりです。

申請地は舞戸町字後家屋敷22番3、面積は1,328平方メートル、登記簿地目、現況とも田、ほか1筆となっています。

また、申請場所・周辺の状況については、8、9ページの図面をご覧ください。 今回の4条申請内容は、賃貸住宅6棟を建設するための転用申請であります。

一般住宅の許可基準は宅地面積が500㎡以内、建蔽率が20%以上となっており、土地利用計画図ではすべての区画が基準を満たしております。

周囲の状況は、館の集落に隣接しており。隣接する農地の所有者からも同意を得ていることから、営農上の支障等はないものと見てまいりました。

また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

以上、報告を終わります。

報告ありがとうございます。それでは、議案第35号について審議に入ります。

議案第35号についてご異議、ご質問を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するように お願いします。

議長

[「異議なし」という声あり]

議場

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第35号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第35号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可 に係る意見について、原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに決定しま した。

続きまして議案第36号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認 について事務局に説明を求めます。

議長

事務局

それでは、10頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

 件数
 0件

 地目別面積
 田
 0 m²

 畑
 0 m²

 樹園地
 0 m²

計 0 m²

2. 利用権設定

6件 $38, 216 \,\mathrm{m}^2$ 再設定 新規 66, 800 m² 7件 計 $105, 016 \,\mathrm{m}^2$ 13件

契約内訳

3年未満の契約 0筆 0 m^2 1 筆 $4, 547 \text{ m}^2$ 3年から5年契約 0筆 6年から9年契約 0 m^2 10年以上の契約45筆100,469㎡計46筆105,016㎡

貸手・借手内訳

貸手農家 13名 借手農家 5名

地目別面積

 $105, 016 \,\mathrm{m}^2$ 田 畑 0 m^2 樹園地 0 m^2

計 $105, 016 \,\mathrm{m}^2$

3. 総地目別面積

田 $105, 016 \,\mathrm{m}^2$ 畑 0 m^2 樹園地 0 m^2 105, 016 m² 計

4. 農地中間管理機構

出し手農家 0名 受け手農家 0名

地目別面積

田 0 m^2 0 m^2 畑 0 m^2 樹園地 計 0 m^2

つづきまして、詳細についてご説明致します。

事務局

番号127

農地の所在 鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須154番地78

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,028㎡

外 田15筆 合計16筆 34,489㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で、法定相続人と契約しております。

番号128

農地の所在 鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須前田133番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1,076㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号129

農地の所在 鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須前田130番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2,707㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号130

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨119番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4,615㎡

外 田2筆 合計3筆 14,957㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号131

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南浮田町字早田253番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,838㎡

外 田1筆 合計2筆 5,688㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号132

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南浮田町字東田臼ケ久保172番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1,913㎡

外 田2筆 合計3筆 3,336 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号133

農地の所在 鰺ヶ沢町大字姥袋町字地割出戸65番地

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 4,547㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 全部で2.5俵で契約しております。

番号134

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字世永219番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1, 106㎡

外 田2筆 合計3筆 6,361 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号135

農地の所在 鰺ヶ沢町大字日照田町字下川原94番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 6, 151㎡

外 田5筆 合計6筆 12,975㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で、法定相続人と契約しております。

番号136

農地の所在 鰺ヶ沢町大字日照田町字下川原93番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 161㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号137

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南金沢町字上唐松39番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 113㎡

外 田2筆 合計3筆 4,871 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で、法定相続人と契約しております。

番号138

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南金沢町字上唐松66番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1,981㎡

外 田1筆 合計2筆 3,078 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号139

農地の所在 鰺ヶ沢町大字深谷町字菅沼9番地

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 1,450㎡

外 田3筆 合計4筆 8,770 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。 議長

それでは議案第36号について審議に入ります。 議案第36号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言っ、 発言をするようお願いします。

[「異議なし」という声あり]

議場

異議なしとのことですので、採決致します。議案第36号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

議場

議長

全員賛成ですので議案第36号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画 の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

7. 閉会

議長

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第11回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

議長

・次回の総会は12月12日(水)午後15時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

会 長 工 藤 清

会議録署名者 神 秀 穂